

管理番号 No. _____

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者：居宅介護支援事業所 ひだまりの里 _____

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[平成26年 4月 1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0287-47-4798) (月曜～金曜日 8:30～17:30)

担当 介護支援専門員 上遠野 鋭樹 (管理責任者 兼務)

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

| | |
|---------------|-------------------------|
| 事業所名 | 居宅介護支援事業所 ひだまりの里 |
| 所在地 | 栃木県矢板市木幡 1551 番地 3 |
| 介護保険事業所番号 | 0971100482 |
| サービスを提供する実施地域 | 矢板市・大田原市・那須塩原市・さくら市・塩谷町 |



運営規定(居宅).rtf

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名(介護支援専門員兼務)

介護支援専門員 1名

(3) 営業時間

月曜～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

(土・日曜・12月30日～1月3日は休業)

※但し、お客様の状況により休業日であってもサービスの提供を行う場合があります。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

※付属別紙1「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

※基本料金・各加算内容については付属別紙2「料金内容について」参照

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

※交通費の実費額については、付属別紙2「料金内容について」参照

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

5、事故発生時及び緊急時の対応

- (1) お客様に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、お客様のご家庭等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録をします。
- (2) 訪問したときにお客様が緊急を要するような状態、けがをされており医療機関に搬送しなければならない際は、ご家族への連絡前に緊急対応し、その後にご家族等に連絡します。
- (3) 高齢者虐待防止法に掲げる虐待又は虐待の恐れがあると判断した場合は、市町村等の高齢者虐待対応窓口へ通報します。

6、サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に市町村の窓口等に相談や苦情を伝えることができます。

相談・苦情窓口

| | | |
|---------------------|---------------------------|------------------|
| 【事業所窓口】 | 所在地 栃木県矢板市木幡 1551 - 3 | |
| 居宅介護支援事業所 ひだまりの里 | TEL 0287-47-4798 | FAX 0287-40-0678 |
| | 受付時間 8:30～17:30 | |
| 【公的団体窓口】 | 栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階 | |
| 栃木県国民健康 保険団体連合会 | TEL 028-643-2220 | FAX028-643-5411 |
| | 受付時間 8:30～17:00 | |
| 【市町村の窓口】 | 所在地 栃木県矢板市本町15-4 | |
| 矢板市福祉高齢課 | TEL 0287-43-1116 | FAX 0287-43-2292 |
| | 受付時間 8:30～17:00 | |
| 【市町村の窓口】 | 所在地 栃木県大田原市本町1-4-1 | |
| 大田原市高齢者幸福課 | TEL 0287-23-8740 | FAX 0287-23-4521 |
| | 受付時間 8:30～17:00 | |
| 【市町村の窓口】 | 所在地 栃木県那須塩原市共墾社108-2 | |
| 那須塩原市高齢福祉課 | TEL 0287-62-7137 | FAX 0287-63-8911 |
| | 受付時間 8:30～17:00 | |
| 【市町村の窓口】 | 所在地 栃木県さくら市氏家2771番地 | |
| さくら市健康福祉課 | TEL 028-681-1116 | FAX 028-682-0360 |
| | 受付時間 8:30～17:00 | |
| 【市町村の窓口】 | 所在地 栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生741 | |
| 塩谷町保健福祉課 | TEL 0287-45-1119 | FAX 0287-41-1014 |
| | 受付時間 8:30～17:00 | |

7、記録の保管

鍵のかかる保管場所に保管し、外に持ち出す場合は持ち出し記録簿に記入します。保管期間はサービス提供終了から2年間、請求に係る記録等は5年間保管し、保管終了書類についてはシュレッターにかけた上で破棄します。

8、居宅介護支援の解約

- (1) 要介護から要支援に介護度が変わった場合。
- (2) 人員不足など事業所のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了する場合。
- (3) 自動終了（介護老人保健施設に入所された場合、介護認定区分が自立または、要支援になった場合、死去された場合）

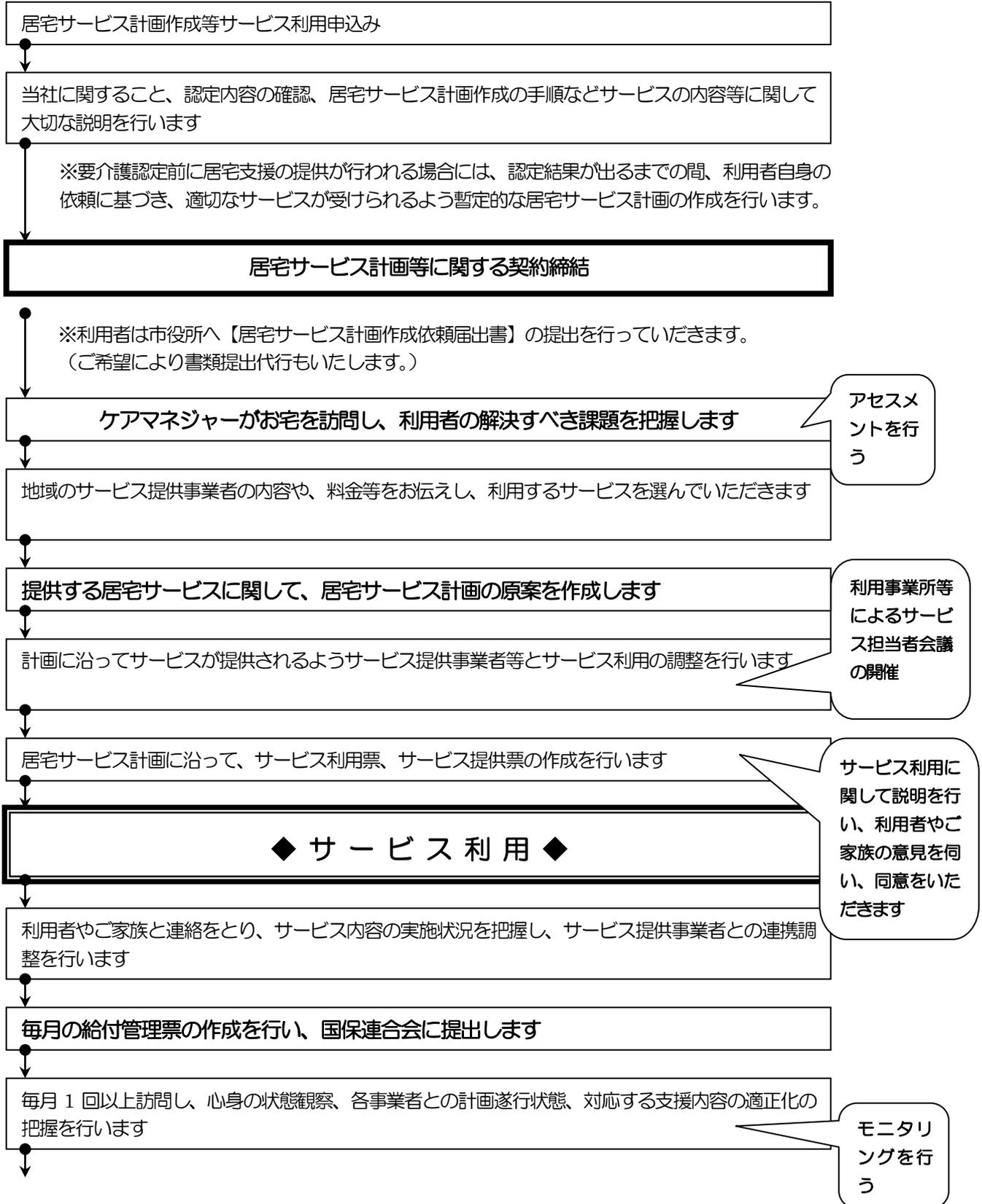
9、当法人の概要

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 法人種別・名称 | 社会福祉法人 ともいき会 |
| 代表者役職・氏名 | 理事長 守田 和彦 |
| 所在地・電話 | 栃木県矢板市川崎反町 303 番地 電話 0287-43-7710 |

| | |
|------|-------------------------------------|
| 事業内容 | 居宅介護支援事業、老人福祉施設、短期入所生活介護、予防短期入所生活介護 |
|------|-------------------------------------|

(付属別紙1)

サービス提供の標準的な流れ



居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行い、福祉用具、住宅改修、施設の紹介等も行っていきます。

(付属別紙2)

基準料金について

| 項目 | 単位数：費用総額 | | |
|------------|------------|------------|----------|
| | 居宅介護支援費（Ⅰ） | 要介護1又は要介護2 | 1,005 単位 |
| 要介護3から要介護5 | | 1,306 単位 | 13,060 円 |

交通費について

- ・実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 100円
- ・実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上については、1キロメートル毎に20円を100円に加算した額とする。

各加算内容について（介護保険から全額給付されるため自己負担はありません）

| 項目 | 単位数：費用総額 | | 該当内容 |
|--------------------|----------|---------|--|
| | 初回加算 | 300 単位 | |
| 独居高齢者加算 | 150 単位 | 1,500 円 | お一人暮らしの場合 |
| 認知症加算 | 150 単位 | 1,500 円 | 日常生活に支障のきたす恐れのある状態や行動が認められたために介護を必要とする状態となった場合 |
| 退院・退所加算 | 300 単位 | 3,000 円 | 病院若しくは診療所から退院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設から退院する際、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用するにあたり、入院先又は入所先の職員と面談を行い、お客様の必要な情報提供を受けた場合 |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ） | 200 単位 | 2,000 円 | お客様が病院又は診療所に入院する際、病院又は診療所に訪問し職員に対して、お客様の心身の状況や生活環境等、必要な情報を提供した場合 |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ） | 100 単位 | 1,000 円 | お客様が病院又は診療所に入院する際、病院又は診療所に訪問する以外の方法で職員に対して、お客様の心身の状況や生活環境等、必要な情報を提供した場合 |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 200 単位 | 2,000 円 | 病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の医師又は看護師等とともにお客様の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス又は地域密着型サービスの利用の調整を行った場合（月2回限度） |
| 複合型サービス事業所連携加算 | 300 単位 | 3,000 円 | お客様が指定複合型サービスの利用を開始する際、お客様に係る情報を指定複合型サービス事業所に提供し、指定複合型サービス事業所の居宅サービス計画の作成等に協力した場合 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | 300 単位 | 3,000 円 | お客様が指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際、お客様に係る必要な情報を指定小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、指定小規模多機能型居宅介護事業所の居宅サービス計画の作成等に協力した場合 |

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 栃木県矢板市木幡 1551 番地 3
名 称 社会福祉法人 ともいき会
居宅介護支援事業所 ひだまりの里 管理者 印

《説明者》 _____ 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、居宅介護支援の提供について同意しました。

平成 年 月 日

《利用者 住 所》 _____

《氏 名》 _____ 印

《代理人 住 所》 _____

《氏 名》 _____ 印

《利用者との続柄 _____ 》